

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、前号240号では、令和4年4月から暮らしに関する制度が色々変わることをお伝えいたしました。今回も変更となる制度の詳細と前号の追加説明を行います。

### 1. 成年年齢が18歳（4月から）になると

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことができる（未成年者取消権）ことになっています。そのため、民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳から19歳に達した者は未成年者扱いにならず、親の同意なしに携帯電話の契約やローン等を組めることとなります。さらに、自分一人で契約ができるようになると、色々な勧誘・誘惑に接する機会が増え、悪徳商法の被害に遭うリスクが高まるかもしれません。今後は、18歳から19歳の若年者が過大な債務を負うことのないように、契約に当たっては十分な注意が必要なことを周知しなければなりません。

### 2. 男性版産休の新設

令和3年6月、「育児・介護休業法」が改正され、男女とも仕事と育児が両立できるように、出生時育児休業制度新設などが行われました。

1. 出生時育児休業制度〔産後パパ育休〕の創設  
男性が子の出生後8週間以内に、4週間まで2回に分割して取得できる、いわゆる「男性版産休」と言われている新しい制度、「出生時育児休業制度」が創設されました。男性のスムーズな育休取得を支援することを目的に、令和4年10月1日から取得できることになりました。
2. 育休を所得しやすい環境作り〔義務化〕  
現行の育休制度では特別な規定のなかった出産前後の労働者に対する雇用環境整備や、努力義務にとどまっていた個別周知などが、令和4年4月1日から義務化され施行されています。

ます。未だ「育休は女性が取得するもの」という認識が根深く残る企業も多く、男性の育休取得の高い壁になっているのが現状でした。企業側からのアクションを義務化することで、女性はもちろん、比較的取得が伸び悩んでいる男性の育休取得率の向上に寄与します。

### 3. 有期雇用労働者の育休取得要件が緩和

パートや派遣などの有期雇用の場合、育休取得にプラスの要件がありましたが、今回の改正でその条件が緩和されたため、辞めざるを得ない状況の改善が期待されます。具体的には、有期雇用労働者の育児休業取得要件のうち、「引き続き雇用された期間が1年以上」が撤廃されたので、取得要件は無期雇用労働者と同じ、「子が1歳6ヶ月になるまでの間に契約が満了することが明らかでない」のみになりました。

### 4. 育休取得状況の公表〔義務化〕

従業員数1000人超の企業は、年1回育児休業等の取得状況を、令和5年4月1日から公表することが義務化されました。

### 3. 火災保険料が値上げと契約期間見直し

マイホームを購入した人や、賃貸マンションに住んでいる人の多くは、火災保険に加入しています。大手損害保険各社は、火災や自然災害の被害を補償する火災保険について、令和4年10月から10年契約を廃止し、最長5年ごとの更新にすることを決めました。通常なら長期契約するほど保険料は割安になりますが、近年は契約期間の短縮が続き、平成27年には最長契約が36年から10年に変更されていました。

火災保険は、火災のほか台風や豪雨などの自然災害による被害も補償していますが、最近は大規模な災害が相次いだことにより保険金の支払いが急増し収支が悪化していることから、大手損害保険各社は火災保険の契約期間の見直しを決めました。背景には、自然災害リスクの長期的な評価が難しくなったことにあります。損害保険各社としては、更新までの期間を短くす

ることで保険料を値上げしやすくする狙いがあると思われます。台風や豪雨で大規模な被害が発生しているのは、地球温暖化と築古物件の増加が原因であるといわれています。地球温暖化で気温が上昇すると、雨の降らない日が増える反面、一度に大量の雨が降りやすくなって河川の氾濫や洪水などの被害が発生しやすくなるといわれています。また築古物件は、新築や築浅の物件よりも、建物や設備が老朽化しているため自然災害で損害が発生しやすいようです。このような要因が重なり、火災保険の保険金支払額が増加して収支が悪化したため、保険料が値上げされることになりました。

#### 4. 自動車保険料が値下げ

自動ブレーキなどの先進安全技術の普及に伴って交通事故が減少していることを受け、保険会社が自動車保険料の目安としている参考純率が引き下げられたことにより、令和4年1月から自動車保険料が値下げされています。

自動車保険をはじめ損害保険の保険料は、損保会社が会員の損害保険料率算出機構から発表される参考純率をもとに各社が決めます。参考純率は、損保会社から収集した大量の契約や支払いのデータのほか、各種の外部データを活用して算出されます。

参考純率を利用する、しないは各社の判断に任されており、商品設計に応じ修正して使用することや、独自に料率を算出することも認められています。参考純率が利用されるのは、事故などの保険金の支払いに充てられる純保険料の部分です。加入者の支払う保険料は、純保険料に保険事業を営むための付加保険料がプラスされており、各社が独自に決めています。令和3年9月に発表された自動車保険の参考純率は、平均で3.9%引き下げられました。これは、安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキなどを搭載した自動車）の普及などを背景に交通事故が減っており、今後も減少傾向は続くとの判断から、損保会社は保険料引き下げに踏み切りました。

自動車保険の補償対象は「ヒト」と「モノ」に分けられますが他人を死傷させた場合は対人賠償責任保険、他人のモノを壊した場合は対物賠償責任保険がカバーします。他人への大きな賠償責任を負った場合に備えるのが、自動車保険の最大の役割です。さらに、自身や搭乗者が死傷した場合は人身傷害保険、自分の車が壊れた場合は車両保険でカバーします。この4つが自動車保険の基本補償となっています。



#### 「初鯉」

鯉の旬は年に2度あり、春から初夏にかけ黒潮にのって太平洋岸を北上する鯉を「初鯉」と呼び、秋の水温の低下に伴い、三陸あたりの海から関東以南へ南下してくる鯉を「戻り鯉」と呼びます。いずれも栄養豊富ですが、餌をたっぷり食べている「戻り鯉」は脂がのっているのに対し、「初鯉」はさっぱりしているのが特徴です。

江戸中期の俳人山口素堂の句に「目には青葉 山ほととぎす 初鯉」があります。春から夏にかけ江戸の人々が最も好んだものを視覚の「青葉」、聴覚の「ほととぎす」、味覚の「初鯉」で詠んでいます。江戸っ子の間では初夏に出回る「初鯉」を食べるのが粋の証でした。

#### 5月の税務と労務

- ・ 国税／国税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- ・ 国税／3月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 5月31日
- ・ 国税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- ・ 国税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・ 国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 5月31日
- ・ 国税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- ・ 国税／特別農業所得者の承認申請 5月16日
- ・ 地方税／自動車税・鉦区税の納付 都道府県の条例で定める日

#### 6月の税務と労務

- ・ 国税／5月分源泉所得税の納付 6月10日
- ・ 国税／所得税の予定納税額の通知 6月15日
- ・ 国税／4月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 6月30日
- ・ 国税／10月決算法人の中間申告 6月30日
- ・ 国税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 6月30日
- ・ 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分） 市町村の条例で定める日
- ・ 労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内
- ・ 労務／児童手当現況届（市町村役場に提出） 6月30日